

# 伊丹市行政不服審査会運営要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、伊丹市行政不服審査法施行条例施行規則（平成28年伊丹市規則第41号。以下「規則」という。）第3条第11項の規定に基づき、伊丹市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会議の招集)

第2条 会長は、規則第3条第4項の規定により審査会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所（第6条1項の規定によりウェブ会議の方法により開催するときはその旨を含む。）、議題その他必要な事項を委員に通知するものとする。

## (調査審議の手続の併合又は分離)

第3条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人に対し、書面でその旨を通知しなければならない。

## (除斥)

第4条 次の各号のいずれかに該当する委員は、当該処分に係る議事に加わることができない。

- (1) 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に關与し、若しくは関与することとなる者
- (2) 審査請求人又は参加人
- (3) 審査請求人又は参加人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- (4) 審査請求人又は参加人の代理人
- (5) 前2号に掲げる者であった者

(6) 審査請求人又は参加人の後見人，後見監督人，保佐人，補佐監督人，補助人又は補助監督人

(7) 利害関係人（行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する利害関係人をいい、参加人を除く。）

（調査等の結果の報告）

第5条 法第81条第3項において準用する法第77条の規定に基づき指名された委員が、法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査又は法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述の手続を行ったときは、その後に開催される最初の会議において、その結果を報告しなければならない。

（ウェブ会議の方法による会議の開催等）

第6条 会長が必要と認めるときは、審査会の会議をウェブ会議の方法（インターネットを利用して、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、審査会の委員は、会長の承認を得て、ウェブ会議の方法で審査会の会議に参加することができる。
- 3 前2項の規定によりウェブ会議の方法により審査会の会議に参加した委員は、当該参加をもって審査会の会議に出席したものとみなすものとする。

（会議の公開）

第7条 審査会は、審査の手続以外の議事について、公開することが適当であると認めるときは、当該議事に係る部分の会議を公開するものとする。ただし、前条第1項の規定によりウェブ会議の方法により行う会議の公開は、指定した場所において会議を視聴することを認めることにより行う。

（会議録の作成等）

第8条 会議録は、会長が作成する。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所（第6条1項の規定によりウェブ会議の方法により開催したときはその旨を含む。）
- (2) 出席した委員の氏名（第6条2項の規定によりウェブ会議の方法により参加した委員がいる場合はその旨を含む。）
- (3) 議題及びその内容
- (4) 議事の概要

3 会議録は、会議に出席した委員の署名により確定する。

4 前項の規定により確定した会議録は、審査会の事務局において保存するものとする。

5 会長は、会議録の写しを審査庁に送付するものとする。

（答申方法）

第9条 答申は、審査庁に対し、答申書を交付することにより行うものとする。

2 答申書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 審査会の結論
- (2) 判断の理由
- (3) 答申を行った委員の氏名

（答申書の交付等）

第10条 答申書の交付は、手交又は郵送により行うものとする。

2 法第8条第3項において準用する法第79条の規定による審査請求人及び参加人への答申書の写しの送付は、郵送により行うものとする。ただし、受領書と引換えに答申書の写しを手交することを妨げない。

（答申内容の公表）

第11条 審査会は、答申をしたときは、その内容をインターネットを利用して公表するものとする。ただし、伊丹市情報公開条例（平成15年伊丹市条例第5号）第7条各号に掲げる情報が含まれる部分を除く。

（細則）

第12条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付 則

この要領は、平成28年12月27日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。